第十四条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第三十三号表面中「環境省（都道府県）」を「都道府県（都道府県知事）」を「都道府県知事」に改める。

様式第三十六号表面中「環境省（都道府県・市町村）」を「都道府県（都道府県・市町村）」に、「環境大臣（都道府県知事・市町村長）」を「都道府県知事・市町村長」に改める。

（悪臭防止法施行規則の一部改正）

**第八条**　悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

**第二十八条**　法第二十条第一項の規定による立入検査に係る同条第三項の証明書の様式は、様式第十三号のとおりとする。

様式第十四号を削る。

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

**第九条**　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

**第四条**　削除

第三十条中「法第二十九条第二項（法第三十五条の六第二項において準用する場合を含む。）又は」を削り、「様式第二又は様式第三」を「別記様式」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、国の職員が実地調査のための立入り等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第一及び様式第二を削る。

様式第三中「様式第三（第三十条関係）」を「別記様式（第三十条関係）」に、「環境大臣（地方公共団体の長）」を「地方公共団体の長」に改め、同様式を別記様式とする。

（環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正）

**第十条**　環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

**第十一条**　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

**第十条**　削除

第十八条を次のように改める。

**第十八条**　削除

第三十一条を次のように改める。

**第三十一条**　削除

第三十五条を次のように改める。

**第三十五条**　削除

第四十七条を次のように改める。

**第四十七条**　削除

第四十八条を次のように改める。

**第四十八条**　削除

様式第三を次のように改める。

様式第三　削除

様式第五から様式第十までを削る。

（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の一部改正）

**第十二条**　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成六年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第十一表面中「環境大臣」を削る。